

目 次

	頁
I 事業計画	1
II 収支予算	
1 予算総則	3
2 収支予算書	4
(うち、1 防除事業)	
(うち、2 救済事業)	
(うち、3 特定防除事業)	
III 資金計画	8

I 事 業 計 画

原因者不明の漁場油濁の発生に対処し、被害漁業者の円滑な救済と漁場の保全を図るため、次により被害救済事業及び防除清掃事業の実施、並びに原因者は判明しているが、原因者が対応しない漁場油濁の発生に対処し、漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃作業に対応する特定防除事業を実施するとともに、漁場油濁防止に関する調査啓発事業を行う。

1 漁場油濁被害救済事業

原因者不明の漁場油濁による漁業被害について、救済金を救済事業資金をもって支給する。

2 防除・清掃事業

原因者不明の漁場油濁について、油の防除に要する費用及び汚染漁場の清掃に要する費用を防除事業資金をもって支弁する。

3 特定防除事業

原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったことにより、被害漁業者等が自ら漁場油濁の拡大の防止作業及び汚染漁場の清掃作業を実施した場合、それらに要した費用の支弁を行う。実施期間は、平成24年3月31日までとする。

4 調査啓発事業

1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止及び軽減のため、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施する。また、漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業及び漁場油濁被害対策専門家派遣事業を実施する。

ア) 漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業

油汚染防除に速やかに対応できる現場の指導者を養成するため、必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会を開催する。また、油防除作業の基礎知識を普及させるためのビデオ及び油防除マニュアルに基づく油防除対応策の普及に努める。

イ) 漁場油濁被害対策専門家派遣事業

油濁被害の拡大を防止するためには、初期における的確な対応が不可欠であることから、防除作業等の専門家を確保し、要請に応じ現地に専門家を派遣する事業を行うとともに、専門家が現地において的確な判断ができるようにするため漁業影響情報図の整備を進める。

2) 油流出事故発生時における油回収方法の研究開発事業

油流出事故の際にもっとも被害を受けるのは漁業者である。被害の拡大を防ぐためには油の回収を出来るだけ海上において行うことが望まれ、そのため漁業者自らが油の回収作業に従事するケースが多い。一方で漁業者による回収作業は依然として柄杓と

ドラム缶を使用する厳しく危険な作業となっている。特にオホーツクではサハリン油田の本格稼働に伴い大型タンカーの航行が増加すると予想されており、出来るだけ機械化した安全で効率的な油の回収方法についての研究開発を日本財団からの助成を得て昨年度に引き続き実施する。

3) その他

定期刊行物「油濁基金だより」を発行し、当基金の活動状況の周知及び漁場環境保全の意識啓発に努める。

5 上記の事業に附帯する事業及びその他基金の目的を達成するために必要な事業を実施する。

Ⅱ 収 支 予 算

1 予 算 総 則

第1条 財団法人 漁場油濁被害救済基金（以下「基金」という。）平成20年度の収入および支出予算を

収 入 229,786千円

支 出 229,786千円

と定め、その収入の性質および支出の目的別の区分は、別添の収入支出予算のとおりとする。

第2条 基金は、この支出予算の範囲内にあっても、役職員の定員および給与を、この収入および支出の予算において予定をしたところの定員および給与の基準をこえて、みだりに増加し、または支給してはならない。

第3条 基金は、職員退職手当支給規程の定めるところに従い、退職手当を支給しようとする場合は、支給時の退職給付引当金に相当する額を限度として支出することができる。

2 収支予算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	4,500	4,000	500	
(1)基本財産利息収入	0	0	0	
(2)有価証券利息収入	4,500	4,000	500	
② 拠出団体拠出金収入	33,500	33,500	0	
(1)防除事業拠出金収入	13,500	13,500	0	
(2)救済事業拠出金収入	20,000	20,000	0	
③ 都道府県負担金収入	3,750	3,750	0	
④ 補助金収入	78,039	79,235	△ 1,196	
(1)防除事業補助金収入	6,750	6,750	0	
(2)審査認定事業費補助金収入	3,836	3,833	3	
(3)一般管理費補助金収入	52,472	53,690	△ 1,218	
(4)油濁被害防止対策事業補助金収入	14,981	14,962	19	
⑤ 助成金収入	6,400	4,500	1,900	
⑥ 雑収入	3,150	2,400	750	
(1)防除事業利息収入	250	200	50	
(2)救済事業利息収入	400	400	0	
(3)造成預金利息収入	1,800	800	1,000	
(4)その他普通財産利息収入	200	0	200	
(5)雑収入	500	1,000	△ 500	
事業活動収入計	129,339	127,385	1,954	
2. 事業活動支出				
① 防除事業支出	27,250	27,200	50	
② 救済事業支出	20,400	20,400	0	
③ 特定防除事業支出	60,000	60,000	0	
④ 審査認定事業支出	3,971	3,983	△ 12	
(1)漁場油濁被害認定事務費支出	2,809	2,809	0	
(2)認定審査会費支出	1,162	1,174	△ 12	
⑤ 油濁被害防止対策事業支出	16,133	16,154	△ 21	
⑥ 油回収方法の研究開発事業支出	8,000	5,666	2,334	
⑦ 一般管理費支出	63,275	64,932	△ 1,657	
(1)役職員給与費支出	45,120	47,848	△ 2,728	
(2)社会保険負担金支出	4,604	5,608	△ 1,004	
(3)退職金給付支出	0	0	0	
(4)委員手当等支出	430	424	6	
(5)旅費交通費支出	642	642	0	
(6)事務諸費支出	12,479	10,410	2,069	
事業活動支出計	199,029	198,335	694	
事業活動収支差額	△ 69,690	△ 70,950	1,260	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 固定資産売却収入	0	0	0	

(1)什器備品売却収入	0	0	0
② 特定預金取崩収入	73,000	73,000	0
(1)県防除清掃資金造成預金取崩収入	63,000	63,000	0
(2)事業運営積立預金取崩収入	10,000	10,000	0
(3)退職給付金引当預金取崩収入	0	0	0
③ 敷金・保証金戻り収入	0	0	0
(1)敷金戻り収入	0	0	0
投資活動収入計	73,000	73,000	0
2. 投資活動支出			
① 固定資産取得支出	0	0	0
(1)什器備品購入支出	0	0	0
② 特定預金支出	10,304	11,067	△ 763
(1)退職給付引当預金支出	304	1,067	△ 763
(2)事業運営積立預金支出	10,000	10,000	0
投資活動支出計	10,304	11,067	△ 763
投資活動収支差額	62,696	61,933	763
Ⅲ 予備費支出	20,453	7,352	13,101
当期収支差額	△ 27,447	△ 16,369	△ 11,078
前期繰越収支差額	27,447	16,369	11,078
次期繰越収支差額	0	0	0

(注) 借入金限度額 0円 (借入れ予定なし)

収支予算書のうち

1 防除事業

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 収入の部				
1 防除事業資金	27,250	27,200	50	
(1) 国庫補助金	6,750	6,750	0	
(2) 都道府県負担金	3,750	3,750	0	
(3) 県防除清掃資金造成 預金取崩収入	3,000	3,000	0	
(4) 拠出団体拠出金	13,500	13,500	0	
(5) 受取利息	250	200	50	
当期収入合計	27,250	27,200	50	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(A)	27,250	27,200	50	
II 支出の部				
1 防除事業費	27,250	27,200	50	
(1) 防除費	27,250	27,200	50	
当期支出合計(B)	27,250	27,200	50	
次期繰越収支差額(A)-(B)	0	0	0	

2 救済事業

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 収入の部				
1 救済事業資金	20,400	20,400	0	
(1) 拠出団体拠出金	20,000	20,000	0	
(2) 受取利息	400	400	0	
当期収入合計	20,400	20,400	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(A)	20,400	20,400	0	
II 支出の部				
1 救済事業費	20,400	20,400	0	
(1) 救済金	20,400	20,400	0	
当期支出合計(B)	20,400	20,400	0	
次期繰越収支差額(A)-(B)	0	0	0	

3 特定防除事業

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 収入の部				
1 特定防除事業資金	60,000	60,000	0	
(1) 県防除清掃資金造成預金 取崩収入	60,000	60,000	0	
当期収入合計	60,000	60,000	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収 入 合 計 (A)	60,000	60,000	0	
II 支出の部				
1 特定防除事業費	60,000	60,000	0	
(1) 特定防除費	60,000	60,000	0	
当期支出合計 (B)	60,000	60,000	0	
次期繰越収支差額(A)-(B)	0	0	0	

Ⅲ 資金計画

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

1 防除事業

(単位:千円)

資金の調達		資金の使途	
科 目	金額	科 目	金額
I 収入の部		II 支出の部	
1 防除事業資金	27,250	1 防除事業費	27,250
(1) 国庫補助金	6,750	(1) 防除費	27,250
(2) 都道府県負担金	3,750		
(3) 県防除清掃資金造成 預金取崩収入	3,000		
(4) 拠出団体拠出金	13,500		
(5) 受取利息	250		
前期繰越収支差額	0	次期繰越収支差額	0
合 計	27,250	合 計	27,250

2 救済事業

(単位:千円)

資金の調達		資金の使途	
科 目	金額	科 目	金額
I 収入の部		II 支出の部	
1 救済事業資金	20,400	1 救済事業費	20,400
(1) 拠出団体拠出金	20,000	(1) 救済金	20,400
(2) 受取利息	400		
前期繰越収支差額	0	次期繰越収支差額	0
合 計	20,400	合 計	20,400

3 特定防除事業

(単位:千円)

資金の調達		資金の使途	
科 目	金額	科 目	金額
I 収入の部		II 支出の部	
1 特定防除事業資金	60,000	1 特定防除事業費	60,000
(1) 県防除清掃資金造成預金 取崩収入	60,000	(1) 特定防除費	60,000
前期繰越収支差額	0	次期繰越収支差額	0
合 計	60,000	合 計	60,000

4 その他事業及び管理費

(単位:千円)

資金の調達		資金の使途	
科 目	金額	科 目	金額
I 収入の部		II 支出の部	
1 審査認定事業費補助金	3,836	1 審査認定事業費	3,971
2 油濁被害防止対策費補助金	14,981	(1) 漁場油濁被害認定事務費	2,809
3 助成金	6,400	(2) 認定審査会費	1,162
4 一般管理費補助金	52,472	2 油濁被害防止対策費	16,133
5 基本財産運用収入	4,500	3 油回収方法の研究開発費	8,000
(1) 有価証券利息	4,500	4 一般管理費	63,275
6 普通財産運用収入	2,000	(1) 人件費	45,120
(1) 受取利息	2,000	(2) 諸支出金	4,604
7 その他収入	500	(3) 委員手当等	430
8 特定預金取崩収入	10,000	(4) 旅費交通費	642
(1) 退職給付引当預金取崩 収入	0	(5) 事務諸費	12,479
(2) 事業運営積立預金取崩 収入	10,000	5 特定預金繰入支出	10,304
		(1) 退職給付引当金繰入	304
		(2) 事業運営積立預金繰入支出	10,000
前期繰越収支差額	27,447	6 予備費	20,453
合 計	122,136	次期繰越収支差額	0
		合 計	122,136